

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

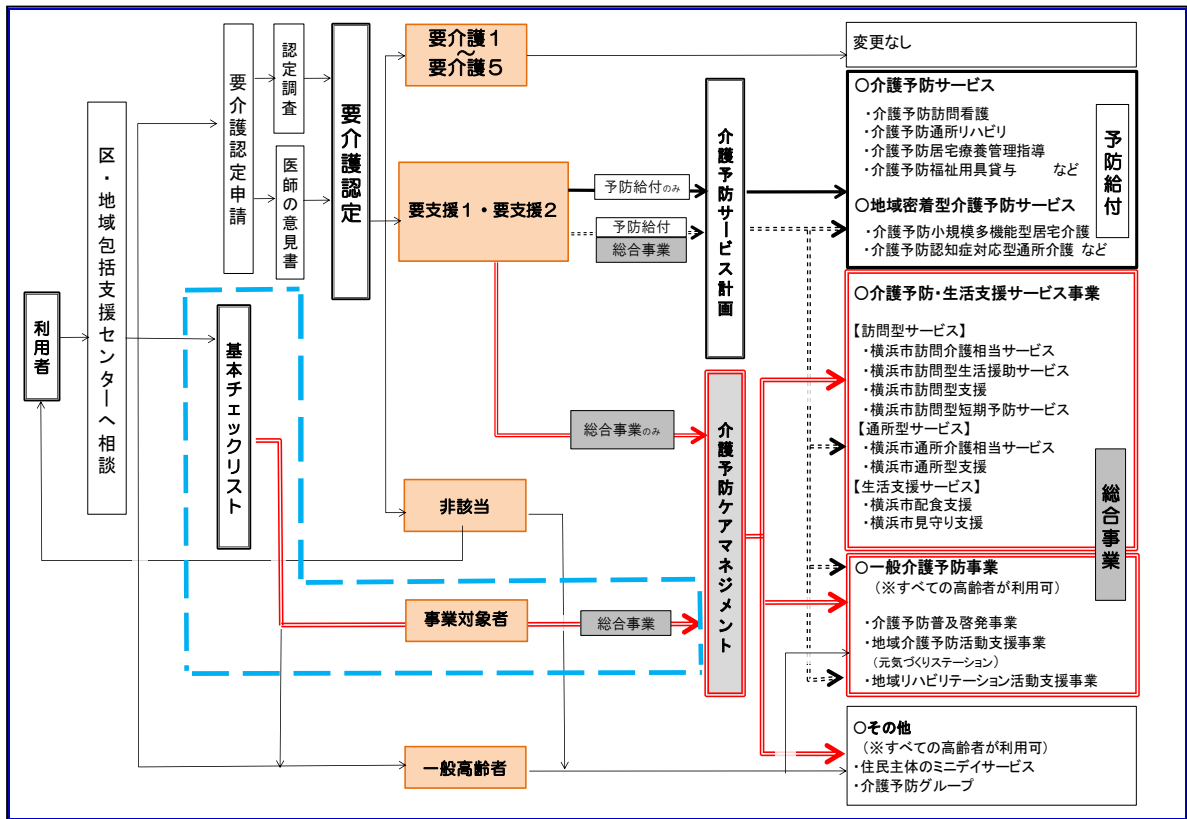
1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、以下の通りです。

【実施状況一覧】

『総合事業の構成例』における類型	横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	横浜市訪問介護相当サービス	平成28年1月開始 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	横浜市訪問型生活援助サービス	平成28年10月開始 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。これにより、介護人材のすそ野を広げます。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	平成29年 5月申請受付開始 9月、12月交付決定 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防サービス	平成28年1月開始 早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。区福祉保健センターの嘱託看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス)	横浜市通所介護相当サービス	平成28年1月開始 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。
	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	平成29年 5月申請受付開始 9月、12月交付決定 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	平成29年 5月申請受付開始 9月、12月交付決定 【横浜市配食支援】 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【横浜市見守り支援】 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)	
	③訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)	-	

【参考】 利用手続



2 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

○ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

- ・指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

○ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

- ・一般介護予防事業及び横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業（サービスB）を利用する場合等に実施

3 横浜市訪問型生活援助サービスの標準テキスト

横浜市訪問型生活援助サービスの一定の研修については、採用後に「各事業所で研修を行う」又は「他の事業者等が行う講義を受講させる」のいずれかの方法で実施していただいているところです。

本市が示す横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、本市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています

- ◆横浜市ホームページ > 健康福祉局 > 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 総合事業 > 2 横浜市訪問型生活援助サービス 標準テキスト

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/280614atext.pdf>

4 平成30年4月提供分以降のサービスコード

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

みなし事業者の平成30年4月付指定に伴い、平成30年4月提供分から一律A2のサービスコードとなります。

(2) 横浜市訪問型生活援助サービス

平成30年3月提供分まではA2のサービスコードですが、平成30年4月以降の提供についてはA3となりますので、御留意ください。

※ A3のサービスコードについては、同じ単位数でも利用者の負担割合・給付率により使用するコードが異なります。

(3) 横浜市通所介護相当サービス

これまでと同様にA6となります。

(4) 横浜市介護予防ケアマネジメント

平成30年4月提供分より、独自システムの費用コードからAFのサービスコードに変更となります。

各種サービス	平成30年3月提供分までのサービスコード	平成30年4月提供分以降のサービスコード
横浜市訪問介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者であって横浜市訪問介護相当サービスの事業者になされた事業者（みなし事業者）	A1 → A2へ変更
	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防訪問介護の指定と合わせて横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	A2 → A2で変更なし
	平成28年1月1日から訪問介護の指定と合わせて、横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	A2 → A2で変更なし
横浜市訪問型生活援助サービス	A2	A3へ変更
横浜市通所介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者であって横浜市通所介護相当サービスの事業者になされた事業者（みなし事業者）	A6 → A6で変更なし
	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防通所介護の指定と合わせて横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	A6 → A6で変更なし
	平成28年1月1日から通所介護・地域密着型通所介護の指定と合わせて、横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	A6 → A6で変更なし
横浜市介護予防ケアマネジメント	※独自システムによる費用コードを使用	AFへ変更

※ 総合事業のサービスの利用者負担額についても、平成30年8月サービス提供分から、一定以上の所得がある場合は、自己負担割合が2割又は3割となる場合があります。

5 「国が定める単価」の改正

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者によるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

この度、介護給付における介護報酬改定を踏まえ、平成30年度以降の総合事業の単価について、「国が定める単価」の改正が示されました。（平成30年3月6日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議）

(1) 施行時期（予定）

平成30年10月1日

(2) 基本報酬

基本報酬については、「国が定める単価」に変更ありませんでした。

(3) 加算等

ア 訪問型サービス

(ア) 生活機能向上連携加算の見直し

改定前	改定後
生活機能向上連携加算100単位／	生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位／月 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位／月

(イ) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について算定要件の見直し

(ウ) 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者も従事可能とする見直し

(エ) サービス提供責任者の役割や任用要件等の見直し

イ 通所型サービス

(ア) 生活機能向上連携加算の創設

生活機能向上連携加算200単位／月

※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位／月

(イ) 機能訓練指導員の確保の促進のため、対象資格を追加

(ウ) 栄養改善加算について算定要件の見直し

(エ) 栄養スクリーニング加算の新設

改定前	改定後
なし	栄養スクリーニング加算 5単位／回 ※6月に1回を限度とする。

ウ 共通事項

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付と同様の期日までの間に限り算定することとする。（期日は今後決定。）

処遇改善加算	訪問介護	通所介護
(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき +所定単位× 137/1000	1月につき +所定単位× 59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき +所定単位× 100/1000	1月につき +所定単位× 43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき +所定単位× 55/1000	1月につき +所定単位× 23/1000
(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき +(3)の 90/100	1月につき +(3)の 90/100
(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	1月につき +(3)の 80/100	1月につき +(3)の 80/100

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ > 健康福祉局 > 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 総合事業
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/>